○関東地方整備局告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第百三十七号水戸・勝田都市計画道路事業三・三・二号中大野中河内線及び三・六・二十九号渋田町酒門線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月三十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第百三十一号水戸・勝田都市計画道路事業三・四・百九十号赤塚松が丘線

三　事業施行期間　自平成十七年三月二十五日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千二百九十四号国分寺都市計画道路事業三・四・三号国分寺駅国立線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月六日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第四十九号武蔵野都市計画道路事業三・四・二十四号西調布境橋線

三　事業施行期間　自平成十五年三月五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第四百九十五号青梅都市計画道路事業三・四・四号新青梅街道線

三　事業施行期間　自平成十七年十二月二日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第二千三十三号多摩都市計画道路事業三・一・六号南多摩尾根幹線及び町田都市計画道路事業三・三・三十六号相原鶴間線

三　事業施行期間　自平成七年十二月十八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第百八十一号府中都市計画道路事業三・三・八号府中所沢線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月三十一日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし